

英国・包装の拡大生産者責任(EPR)概要

背景

- 英国環境・食糧・農村地域省は、2018年に策定された「資源廃棄物戦略(イングランド)」において提案されていた「**包装の拡大生産者責任(Packaging Extended Producer Responsibility, Packaging EPR)**」を2023年1月1日から導入予定。

制度概要

- **年間売上高100万ポンド以上かつ年間包装投入量25トン以上**の対象生産者(大規模生産者及び小規模生産者)が本制度の対象となり、包装・廃棄物の区分や包装重量(次頁参照)に加え、発生地域(イングランド、ウェールズ等)に関する**包装廃棄物の年間データの報告**を求める。
- さらに、**年間売上高200万ポンド超かつ年間包装投入量50トン超**の大規模生産者に対して、**6カ月毎のデータの報告**と、年間の報告データに基づく**廃棄物処理費用の負担**を求める。

包装EPR対象生産者が収集すべきデータの区分等

英国市場への投入方法 (Packaging activity)

ブランド名入り包装	ロゴ、トレードマークなどブランド名入りの包装で供給された包装商品
ブランド名なし包装	ブランド名なしの包装で供給された包装商品
輸入	英国に輸入され販売された包装商品
空の包装	英国で製造あるいは英国に輸入され、大規模生産者以外に供給された空の包装
貸借	貸借された再利用可能な包装(初回供給時のみ報告)
オンライン販売供給	商品の充填有無を問わず、非英国企業がオンラインマーケットプレイスで英国市場に供給された包装

包装素材と重量 (Packaging material and weight)

- 包装素材は、アルミ、繊維複合素材、ガラス、紙類、プラスチック、スチール、木材、その他で分類
- 重量はキログラム単位で、複合素材の場合は主原料の重量を報告

包装区分 (Packaging type)

一次包装	消費者販売用に商品を入れた個々の容器(販売単位)
二次包装	複数の販売単位を販売や出荷目的で取りまとめるための包装
出荷包装	単数あるいは複数の販売単位を消費者向けに直接出荷するための包装
輸送包装	輸送時あるいはサプライチェーン流通時の保護のため、二次包装品を取りまとめる包装(3次包装とも呼ぶ)

廃棄物区分 (Waste type)

家庭ごみ	家庭ごみとなりうる包装(主に一次包装と出荷包装が該当)
非家庭ごみ	非家庭ごみとなりうる包装(二次包装と輸送包装、事業者向け一次包装と出荷包装が該当)
市中ごみ	持ち帰り食品の包装、一定重量未満のスナック菓子袋など、一般的に市中ごみ箱に廃棄される包装
飲料容器	瓶や缶など使い捨て飲料容器については、重量と供給数が報告義務(ただし、スコットランドを除く)
再利用包装	パレットなど再利用可能な包装(ただし、初回使用時のみ報告)
自己管理ごみ	大規模生産者が自らのリサイクルスキームを有する場合、収集してリサイクルした家庭ごみ包装の重量を素材ごとに報告(一般的に自治体が収集しない包装廃棄物のみ対象)